

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- ◆何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- ◆追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- ◆法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)をお届けいたします。
- ◆お支払い方法については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



〈604550〉 [1507]
介護サービス・新 (604553) 2017.1 SE

2025年に向けた
介護サービス事業経営者の必携書!!

介護サービス事業の 経営実務

編集：介護サービス事業研究会

編集委員：代表 柄本一三郎(上智大学教授)

長 隆(東日本税理士法人代表社員)

槇 孝悦(株槇コンサルタントオフィス代表取締役)



加除式書籍 B5判 全1巻
定価 本体10,000円+税

「居住(施設)サービス事業」「地域密着型サービス事業」等の介護サービスだけでなく、効率的な経営に欠かせない「人事・労務管理」「会計・税務」「情報管理」「介護過誤・事故、訴訟への対応」等についてQ&Aで解説



目次(抜粋)

第1編 地域ケア事業戦略

- 第1章 地域包括ケアシステムにおける介護事業戦略とは—歴史軸から見た状況判断—
- 第2章 横軸で見た地域包括ケアシステムにおける介護事業戦略とは
- 第3章 2025年に向けた事業戦略

第2編 個別介護サービス事業

1 地域支援事業

- 第1章 地域支援事業
- 第2章 予防給付
 - Q&A
 - ◇新介護予防・日常生活支援総合事業の留意点
 - ◇介護予防訪問介護と介護予防通所介護の地域支援事業への移行
 - ◇地域包括支援センターに期待される機能強化

2 介護保険サービス

- 第1章 居宅介護支援事業
 - 第1節 居宅介護支援
 - I 指定居宅介護支援事業の概要／II 指定基準／III 指定申請・変更・更新・廃止・休止／IV 介護保険制度における法令遵守のための仕組み
 - Q&A
 - ◇医療系サービスの利用と主治医の指示
 - ◇サービス担当者会議において個人情報扱う場合の利用者の同意
 - ◇ケアマネジャーの資格更新制について
 - 第2節 介護予防支援
 - I 指定介護予防支援事業の概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇介護予防支援と居宅介護支援の違い
 - ◇介護予防支援業務の指定事業者
 - ◇地域包括支援センターと居宅介護支援事業者の役割分担
- 第2章 居宅系サービス事業
 - 第1節 訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防訪問介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇通院・外出介助の考え方
 - ◇遠距離の通院・外出介助の拒否
 - ◇訪問介護の医療的ケア
 - ◇通院介助の提供範囲
 - ◇外出介助の提供範囲
 - ◇同居の複数利用者へのサービス提供
 - 第2節 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇訪問入浴介護の利用者宅の浴槽の利用
 - ◇入浴を見合わせた場合の算定
 - 第3節 訪問看護・介護予防訪問看護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇訪問看護ステーションの管理者が看護職員を兼務している場合の取扱い
 - ◇医療保険の給付対象と、介護保険による利用制限
 - ◇訪問看護師のメンタルケア
 - 第4節 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
 - I サービスの概要／II 指定基準

- Q&A
 - ◇指定訪問リハビリテーションにおける医師の役割
 - ◇訪問リハビリテーションと連携
 - ◇訪問リハビリテーションと地域包括ケア
 - ◇市町村事業におけるリハビリテーション専門職の役割
- 第5節 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇ケアハウス入所者について
- 第6節 通所介護（デイサービス）・介護予防通所介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇通所介護事業所と同一敷地内ない浴室での入浴介助
 - ◇要介護認定者以外に対する通所介護サービスの提供
 - ◇利用者のニーズに合わせたサービス提供
 - ◇小規模通所介護の地域密着型通所介護への移行
 - ◇レスパイトのみの通所介護
 - ◇お泊りデイサービスの許認可
- 第7節 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の配置基準
 - ◇人員基準の抵触について
 - ◇通所リハビリテーション事業所からの家庭訪問
 - ◇介護予防通所リハビリテーションの評価
- 第8節 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇福祉用具の無償譲渡
 - ◇福祉用具貸与の対象となる体位変換器
 - ◇福祉用具専門相談員について
 - ◇福祉用具サービス計画書の作成方法
- 第9節 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - 第10節 居宅介護住宅改修
 - I 居宅介護住宅改修サービスの概要／II 指定基準／III サービス管理の検討項目
 - Q&A
 - ◇入院や施設に入所している場合の住宅改修
 - ◇住宅改修の利用限度額までの申請回数
 - ◇段差の解消の取扱い
 - 第3章 居住（施設）サービス事業
 - 第1節 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇宿泊を伴わない利用
 - ◇滞在費・食費の利用者負担軽減対策
 - ◇長期滞在の場合
 - ◇外泊時の居住費について
 - ◇介護予防短期入所生活介護の目的
 - 第2節 短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇介護予防短期入所療養介護の目的
 - ◇介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
 - ◇入所日、退所日の介護予防訪問介護のサービス
 - ◇介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
 - 第3節 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇特定施設入居者生活介護の指定要件である有料老人ホームの法規制
 - ◇特定施設の事業種別・規制
 - ◇特定施設で実施する医療行為
 - ◇介護予防特定施設入居者生活介護の運営
- 第4節 指定介護老人福祉施設
 - I 指定介護老人福祉施設の概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇身元引受人がいらないことを理由にした施設入所の拒否
 - ◇預り金の出納管理にかかる費用
 - ◇介護老人福祉施設から介護療養型医療施設へ入院した場合の再入義務
 - ◇介護職員等によるたんの吸引等について
- 第5節 介護老人保健施設
 - I 介護老人保健施設の概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇療養病床の介護老人保健施設への転換
 - ◇入居者の通院に関する取扱い
 - ◇介護老人保健施設の広告制限
 - ◇在宅復帰・在宅療養支援機能の充実について
- 第6節 指定介護療養型医療施設
 - I 指定介護療養型医療施設の概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇入院患者の定員を減少する場合の手続き
 - ◇感染症等の対策
- 第4章 地域密着型サービス事業
 - 第1節 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - 第2節 夜間対応型訪問介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇夜間・早朝・深夜の訪問介護との相違
 - ◇サービス提供時間とケアコール端末
 - ◇オペレーションセンター
 - 第3節 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇一般の通所介護との一体的な実施の禁止
 - ◇若年性認知症の利用者の受入れ
 - ◇短時間の入浴ニーズのみに対応するサービス提供
 - 第4節 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇一般の通所介護との一体的な実施の禁止
 - ◇若年性認知症の利用者の受入れ
 - ◇短時間の入浴ニーズのみに対応するサービス提供
 - 第5節 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇通いの職員の訪問の兼務
 - ◇訪問や通い送迎の後の移送
 - ◇指定を受けていない市町村の利用者
 - ◇サテライト型小規模多機能型居宅介護の要件について
 - 第6節 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇要介護者以外の入居と定員について
 - ◇夜勤職員の配置について
 - ◇夜間ケア加算について
 - ◇利用期間の制限を設けることの可否
 - 第7節 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - I サービスの概要／II 指定基準
 - Q&A
 - ◇運営推進会議
 - ◇地域密着型介護老人福祉施設の職員配置について
 - 第8節 看護小規模多機能型居宅介護
 - I 看護小規模多機能型居宅介護の概要／II 指定基準

3 介護関連事業

- 第1章 住宅事業
- 第2章 生活支援サービス
- 第3章 その他新規のサービス

第3編 保険請求

- 第1章 介護報酬の概要
- 第2章 介護報酬請求
- 第3章 保険給付
- 第4章 利用者負担

第4編 介護事業展開の実際

- 第1章 介護事業展開の前提
- 第1節 地域包括ケアシステムと事業展開

第5編 法人別 会計・税務

- 第1章 社会福祉法人の会計
- 第2章 社会福祉法人の税務
- 第3章 医療法人の会計
- 第4章 医療法人の税務
- 第5章 非営利法人の会計・税務

第6編 人事・労務管理

- 第1章 人事管理
- 第1節 人事管理
- 第2節 コース・等級制度

- 第3節 賃金制度
- 第4節 評価制度
- 第5節 採用
- 第2章 労務管理
- 第1節 労務管理総論
- 第2節 採用から退職までの労務管理のポイント

第7編 情報管理

- 第1章 介護事業における情報管理
- 第1節 介護サービス事業者の情報管理とは
- 第2節 個人情報保護とプライバシー保護とセキュリティ
- 第2章 個人情報保護と保護法への対応
- 第1節 個人情報保護法の概要

第8編 安全管理

- 第1章 施設の安全管理
- 第1節 感染管理対策
- 第2節 転倒転落対策
- 第2章 建築物の安全管理
- 第1節 建築物の維持管理と安全管理
- 第2節 耐震対策
- 第3節 防火対策
- 第4節 防災対策

第9編 介護過誤・事故、訴訟への対応

- 第1章 介護過誤・事故防止の考え方
- 第1節 危機管理—事業者が認識しておくべきこと—
- 第2節 利用者との契約時の留意事項
- 第2章 介護過誤・事故発生時の対応
- 第1節 介護過誤・事故が発生したときの対応
- 第2節 損害賠償責任等
- 第3節 再発防止の方法—報告書の作成と管理方法—
- 第3章 高齢者虐待防止のための方策
- 第1節 高齢者虐待防止法とは
- 第2節 高齢者虐待を防止するために必要な対策

第10編 サービス評価

- 第1章 サービス評価
- 第2章 質の管理

内容見本

第4-2章 地域密着型サービス事業

第1節 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

I 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

サービス内容	【目的】 要介護状態となった利用者が機能を保持し、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう援助・支援を行い、心身健康の維持回復を目指す【内容】 ・定期的な巡回 ・随時発生による利用者居宅への訪問・入浴、排せつ、食事の介助 ・日常生活上の緊急時の対応 ・その他、安心した居宅生活を営むための援助・支援
サービス提供形態	【定期巡回サービス】 訪問の職員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上のケア 【随時対応サービス】 あらかじめ利用者の心身状況・環境等を把握し、随時、利用者等から受ける通報を基に対応の要否を判断する 【巡回看護サービス】 あらかじめ訪問の要否等の判断に基づき、利用者の設定を踏まえて行う日常生活上のケア 【訪問看護サービス】 ・事業所の看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上のケアまたは必要な診療の補助 ・訪問看護サービスを行う事業所は、夜間対応型訪問介護事業所の機能

第2章 高齢者住宅

I サービス付き高齢者向け住宅について

1 「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度の創設

我が国の高齢化は、最大のボリュームゾーンである団塊世代の高齢者の仲間入りを受け、新しい局面に入りました。高齢者のみ世帯の急増・若年世代の減少は社会のあり方を変え、地域の中で自助・互助を促しながら、効率的に公的サービスを使って住み続けることのできる仕組みづくりが求められます（図表1）。

特に都市部では、施設が不足しているうえに急激に高齢化が進んでいるため、施設整備に代わる対策が急務です。

そのような背景から、「サービス付き高齢者向け住宅」が、平成23年4月27日に成立した「改正高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」により創設され、同年10月20日より登録が開始されました。

これにより、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化するともに、一定の基準を満たした有料老人ホームも登録できるようになりました（図表2）。

国土交通省は、住生活基本法に基づく住生活基本計画において、平成32年までに、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を3～5%まで高めることを掲げています。サービス付き高齢者向け住宅の創設により、複数の高齢者向け住まいの体系をシナジーとし、ハード・ソフトの最低基準を設けて質を担保しつつ、補助金や税制優遇、融資による支援措置が実施されるなど、供給促進が図られています。団塊世代の高齢化に備えて、中間所得層向けのサービス付きの住まいを分けて用意していきたいという考えです。

◆労働基準法等の遵守の徹底について

平成24年4月1日の法改正の中で、事業者に対する労働法規の遵守の徹底が図られ、罰則として、介護保険事業所の指定拒否や取消しなどの規定が強化されたようですが、それらの具体的な内容と対処方法について教えてください。

労働基準法等違反による送検事件状況（社会福祉施設）

(1) 労働基準法違反による送検事件状況（社会福祉施設）

平成18年	11件
平成19年	15件
平成20年	11件

（注1）平成18年～平成20年の間、労働安全衛生法及び罰則基金法に係る送検事件はなし。

（注2）送検された事件のうち、起訴される件数は50%前後で推移している（全産業）

ヒト(人事・労務)・モノ(介護サービス)・カネ(保険請求、会計・税務)、情報、介護過誤・事故への対応など最新情報を掲載！